

合併したらどうなるの？ 身近なサービスと負担

——— 事務事業一元化の中間報告 ———

相模原・津久井地域合併協議会

目 次

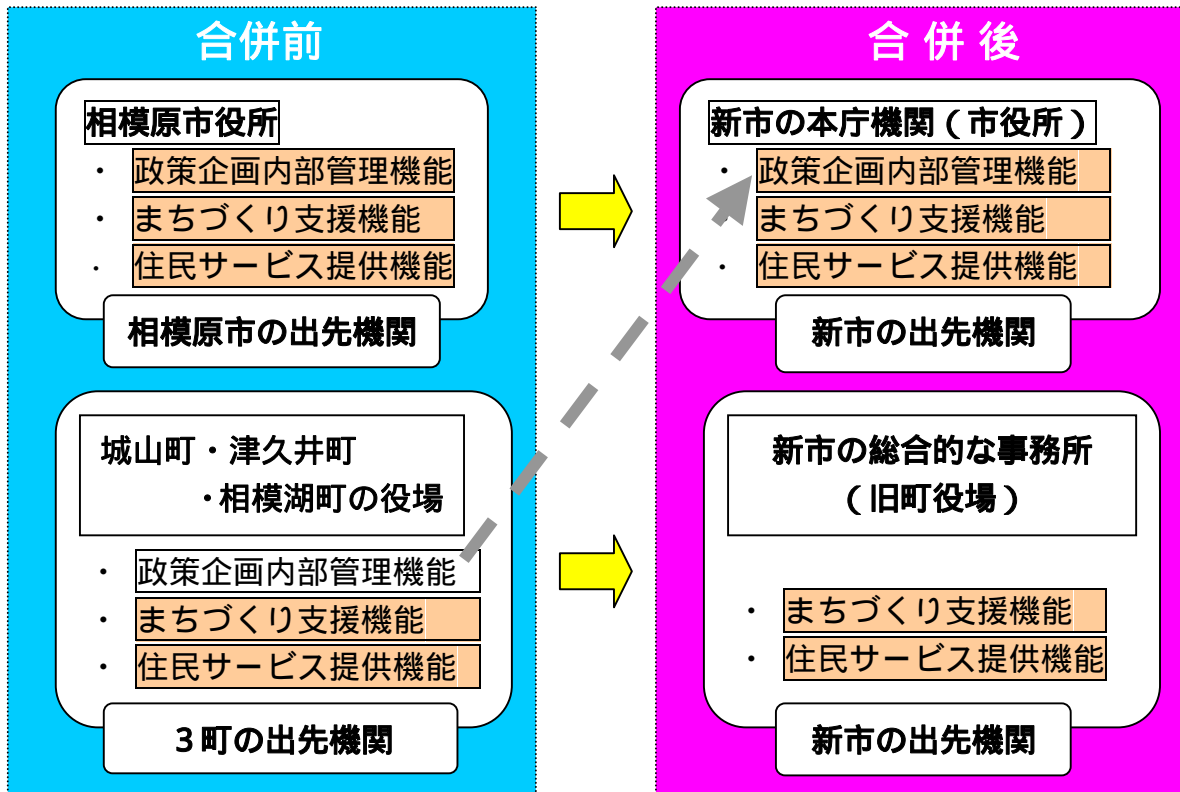
ページ

行政組織	1
地方税	2
公共料金等	3
手数料	4
国民健康保険	4
介護保険	5
清掃事業	6
高齢者福祉	8
障害福祉	10
子育て支援	12
学校教育	15
生涯学習・スポーツ	15
市民生活	16
保健衛生	18
都市整備	20
環境保全	21
産業振興	22
消防	23

行政組織

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、城山町、津久井町及び相模湖町の「政策企画内部管理機能」が新市の本庁機関に統合されます。

現在の城山町、津久井町及び相模湖町の各役場については、総合的な事務所として、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織になります。また、現在の相模原市及び3町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないように、その機能を維持します。



	政策企画内部管理機能	まちづくり支援機能	住民サービス提供機能
内容	企画、人事、財政等の新市全体に係る政策企画、総合的な管理調整などに関する事務を行う。	良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行う。	窓口サービス、相談など身近な住民サービスの提供を行う。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画、都市計画等の策定 予算編成、人事など内部管理 環境対策、廃棄物処理、幹線道路の整備など広域的・統一的な処理が必要な事務 その他総合的な調整 	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の振興 地域独自のイベントの企画・運営 地域の歴史、文化の保存・継承 自治会活動等の支援 自主防災組織の育成・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請、届出の受理、証明書の発行 税等の収納 広聴、市民相談 保健、福祉に関する事務 就学、教育相談 地域特有の事務

地 方 税

個人の市（町）民税については、1市3町の税率に違いはありませんが、法人市（町）民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統一されます。

固定資産税及び都市計画税については、納期が相模原市の制度（5月・7月・9月・12月）に統一されるほか、相模原市が3大都市圏の特定市のため、城山町の市街化区域内の農地が宅地並み課税となります。ただし、合併特例法により合併後5年間は宅地並み課税は適用されません。

また、3町に所在する床面積1,000平方メートル以上又は従業者100人以上の事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

区 分		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
個人市（町）民税	均等割	3,000円				3,000円
	所得割	200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%				200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%
法人市（町）民税	均等割	5万円～300万円 （資本金、従事者数により9段階）				5万円～300万円 （資本金、従事者数により9段階）
	法人税割	資本金等 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%	資本金等 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3%	12.3%	12.3%	資本金等10億円以上 14.7% 資本金等5億円以上 13.5% 資本金等5億円未満 12.3% ただし、合併年度に限り、3町に所在する法人については、合併前の税率を適用します。
固定資産税		1.4%				1.4%
都市計画税		0.3%	0.3%			0.3% 1
事業所税 2	資産割	床面積1平方メートルにつき600円				資産割 床面積1平方メートルにつき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%
	従業者割	従業者給与総額の0.25%				ただし、合併年度を含む6年度の間は、課税免除とします。
市（町）たばこ税	旧3級品	1,000本につき1,412円				1,000本につき1,412円
	その他	1,000本につき2,977円				1,000本につき2,977円
軽自動車税	原動機付自転車	1,000円				1,000円
	四輪乗用（自家用）	7,200円				7,200円
	四輪乗用（営業用）	5,500円				5,500円
	農耕作業用小型特殊	1,000円	1,600円	1,600円	1,600円	1,000円

1 都市計画税は、市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。

2 事業所税は、床面積1,000平方メートル以上又は従業者100人以上の事業所に課税されます。

公共料金等

水道料金

水道事業は、神奈川県企業庁が実施しており、1市3町の料金体系に違いはありません。なお、津久井町青根地区では町営の簡易水道事業を行っていますが、新市においても現行どおり実施します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
水道料金 (モデルケース)	4,034 円	4,034 円	4,034 円 簡易水道 (3,360 円)	4,034 円	現行どおり

水道料金は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。

ここでは、一般的家庭が2か月間で40m³使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。なお、津久井町の簡易水道料金も1か月あたり1,680円(消費税を含む)の定額料金の2ヶ月分を表示しています。

下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統一します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
下水道使用料 (モデルケース)	3,475 円	3,897 円	3,809 円	3,066 円	3,475 円

下水道使用料は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。

ここでは、一般的家庭が2か月間で40m³使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

下水道受益者負担金・分担金

相模原市の制度に統一します。ただし、津久井町・相模湖町の単位負担金・分担金については、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統一します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
受益者負担金	270 円/m ²	300 円/m ²	378 円/m ²	第1負担区 398 円/m ² 第2負担区 411 円/m ²	
受益者分担金	490 円/m ²	無	378 円/m ²	第1負担区に流入する土地 398 円/m ² 第2負担区に流入する土地 411 円/m ²	

金額は1m²当りの単価で、受益者負担金は市街化区域内、及び都市計画法下水道事業認可区域内で整備を行う時に徴収するものです。受益者分担金は市街化区域外(市街化調整区域)、及び都市計画法下水道事業認可区域外で整備を行う時に徴収するものです。

津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において整理・調整を行い合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統一します。

なお、それまでの間は現行の津久井町、相模湖町の単位負担金・分担金を引き続き適用するものとします。

手 数 料

住民票の写しや印鑑証明、市町村民税の課税証明などの手数料は、1市3町同一ですので、これまでどおりとなります。

住民票・印鑑証明など

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
住民票の写し 印鑑登録証明書	300円	300円	300円	300円	300円
戸籍の謄本・抄本	450円	450円	450円	450円	450円

税 関 係 証 明

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
市町村民税 課税証明書	300円	300円	300円	300円	300円
市町村民税 納税証明書	300円	300円	300円	300円	300円

国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険税の算定方法が1市3町で異なりますので相模原市の制度に統合されます。

◆ 国民健康保険税（年額）

区 分		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
所得割	医療分	5.70%	6.65%	6.00%	6.50%	相模原市の 制度に統合 されます。
	介護分	1.00%	1.05%	1.10%	1.05%	
資産割	医療分	13.20%	35.03%	39.00%	40.00%	
	介護分	3.50%	7.10%	7.90%	7.00%	
均等割	医療分	21,900円	22,660円	21,500円	25,200円	
	介護分	4,500円	6,200円	4,700円	6,000円	
平等割	医療分	22,200円	19,810円	25,000円	25,900円	
	介護分	4,800円	3,800円	5,300円	6,000円	
保険税額 (モデルケース)	医療分	303,600円	349,300円	329,200円	360,000円	
	介護分	46,800円	50,300円	52,300円	52,200円	
	合計	350,400円	399,600円	381,500円	412,200円	

平成16年度賦課時の税率、金額を使用。

モデルケース

加入者数3人（45歳の夫、38歳の妻、16歳の子）
 夫の給与収入 5,675千円（所得4,000千円）妻と子の収入無し
 固定資産税額 50千円（夫名義で25千円、妻名義で25千円）

介護保険

保険料は、介護保険法により3年ごとに事業計画を策定して算定することとされており、新市としての保険料は、平成17年度中に合併後を想定して策定する第3期事業計画（平成18年度～20年度）において算定することとなります。

なお、1市3町の現在の事業計画（第2期事業計画：平成15年度～17年度）を合算して現時点の保険料を試算すると、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。

◆ 介護保険料（年額）

単位：円

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
第1段階	17,300	17,880	16,200	16,200	平成17年度中に合併後を想定した事業計画を策定し、保険料を算出します。
第2段階	26,600	26,820	24,300	24,300	
第3段階	36,900	35,760	32,400	32,400	
第4段階	46,100	44,700	40,500	40,500	
第5段階	55,400	53,640	48,600	48,600	
第6段階	73,800	-	-	-	

第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯

第2段階 世帯全員が住民税非課税

第3段階 本人が住民税非課税

第4段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満

第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満

第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が1000万円以上

注 下線部分は相模原市

清掃事業

生活系ごみの収集

城山町、津久井町、相模湖町の3町は、藤野町とともに、特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理を行っています。

ごみやし尿の処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、合併時には、津久井郡広域行政組合が実施している城山町、津久井町、相模湖町に係る清掃業務は、原則として、現行の制度のまま新市に引き継ぐものとし、合併後速やかに、より効率的な収集・処理体制の構築を検討していきます。

区分		相模原市	津久井郡広域行政組合	新市	
可燃ごみ	呼称	一般ごみ	可燃ごみ	現行どおり (合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合します。)	
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等	生ごみ類・プラスチック類等		
	収集頻度	3回/週	2回/週		
	排出容器	透明または半透明袋	透明または半透明袋		
不燃ごみ	呼称	一般ごみ・資源に区分	不燃ごみ		
	収集品目		金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)		
	収集頻度		1回/週		
	排出容器		透明または半透明袋		
資源	呼称	資源	資源ごみ		現行どおり (合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合します。)
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光管・水銀体温計	紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類		
	収集頻度	1回/週	1回/月(指定日2区分)		
	排出容器	品目別に透明または半透明袋で排出	品目別に束ねて排出		
	収集品目	ペットボトル、白色トレイ	ペットボトルは、不燃ごみにて収集(白色トレイは未実施)		
収集頻度	拠点回収				

し尿・浄化槽汚泥の収集・手数料

相模原市では、し尿・浄化槽汚泥の収集は直営で行っているのに対し、3町では、し尿は津久井郡広域行政組合による委託収集、浄化槽汚泥は、各町の許可業者による収集を行っています。

このため、合併後速やかに、新市における収集体制の見直しを行い、新市において、より効率的な収集体制を検討していきます。

また、浄化槽汚泥にかかる手数料については、各町は、浄化槽清掃経費に係る標準料金の設定や浄化槽清掃に係る補助を行っています。市と3町では大きな格差があることから、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。

〔し尿〕

区 分	相 模 原 市	津久井郡広域行政組合	新 市
処理手数料 (生活系)	基本料金…便槽 1 箇所に つき 100 円 加算料金… 人頭制 120 円/月・人 従量制 120 円/36 ㍓	定額制… 世帯割 126 円/月・世帯人頭 割 325.5 円/月・人 従量制… 357 円/40 ㍓	合併後速やかに、 相模原市の制度 に統合します。 (受益者負担の 均衡を図る方向 で、新市における 手数料体系の見 直しを行います。)

〔浄化槽汚泥〕

区 分	相 模 原 市	城山町・津久井町・ 相模湖町	新 市
処理手数料 (生活系)	基本料金…浄化槽 1 基につき 600 円 加算料金… 従量制 120 円/36 ㍓	条例・規則上の規定なし。 ただし、各町においては、 浄化槽清掃経費標準料金を 設定。 (城山町、相模湖町では、 浄化槽清掃の補助制度あ り)	合併後速やかに、相模 原市の制度に統合しま す。(受益者負担の均衡 を図る方向で、新市に おける手数料体系の見 直しを行います。)

高齢者福祉

【主な事業】

給食サービス

給食サービスは、1市3町で実施していますが、個人負担や実施方法などに相違があるため、新市においてその調整を行い、速やかに相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
回 数	週4回	週4回	週4回	週4回	週4回
個人負担(1食)	400円	400円	300円	450円	400円

生きがい対策

高齢者大学は実施内容に相違があるため、新市において3年間で段階的に相模原市の制度に統合します。生きがい農園は、現行のままとします。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
高齢者大学	4学部29学科(定員912人)各学科年間24回前後開催	無	無	3学部(定員180人)各学科年間12~19回開催	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。
生きがい農園	21農園(958区画)	無	2,000㎡(老人クラブ連合会へ委託)	無	現行どおり

敬老事業

敬老会は現行のままとし、敬老祝金事業は相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
敬老会	あり	あり	なし	あり	現行どおり
敬老祝金	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円	【祝い金】 77歳 15,000円 88歳 20,000円 99歳 25,000円 100歳以上 30,000円	【祝い品】 80歳 7,000円相当 88歳 10,000円相当 90歳 13,000円相当 99歳 15,000円相当 100歳 25,000円相当	【祝い金】 88歳 5,000円 99歳 15,000円 100歳 20,000円 100歳以上 20,000円	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円

寝具消毒乾燥事業

相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
対象	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
実施回数	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回	無	消毒乾燥年1回、丸洗い消毒乾燥年1回	無	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回

障 害 福 祉

【主な事業】

重度心身障害者等福祉手当

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
心身障害者福祉手当(月額)	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円	無	無	無	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円

〔対象者〕

(重度)

- ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級の方
- ・ 知能指数が 35 以下の方
- ・ 身体障害者手帳が 3 級でかつ知能指数 50 以下の方

(中度)

- ・ 身体障害者手帳が 3 級の方
- ・ 知能指数が 40 以下の方
- ・ 身体障害者手帳が 4 級でかつ知能指数 50 以下の方

重度障害者医療費助成

相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
身体障害者知的障害者	身体障害者手帳 1 級・2 級 IQ (知能指数) 35 以下 身体障害者手帳 3 級かつ IQ 50 以下				
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級	精神保健福祉法第 32 条の通院医療費公費負担制度(自己負担額 5%)	無	無	精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級

城山町が町単独で行っているの精神保健法通院医療費公費負担制度については、相模原市では国民健康保険加入者は国民健康保険での任意給付制度の適用があり、社会保険加入者で精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級取得者(相模原市 該当)は重度障害者医療費助成の対象となり、今までどおり医療費助成を受けられますが、それ以外の社会保険加入者は精神保健法通院医療費公費負担制度の自己負担額 5%の医療費助成を受けられなくなります。

福祉タクシー・自動車燃料費助成

在宅重度障害者の生活の利便を図るため、日常の移動手段に応じ、福祉タクシー利用券又は自動車燃料給油券のいずれかを対象者に支給します。

なお、現在の城山町の制度では、福祉タクシー利用券、自動車燃料給油券に加え、バス共通カード(年額 24,000 円・36,000 円)の支給を選択することもできます。新市におけるバス共通カードの取扱い等については、福祉有償輸送に関わる移動の確保等の条件整理を進め、相模原市の制度にあわせることとなります。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
タクシー 券(年額)	36,000 円	43,200 円	無	無	36,000 円
自動車燃 料券 (年額)	・自己運転 24,000 円 ・家族運転 12,000 円	43,200 円	無	無	・自己運転 24,000 円 ・家族運転 12,000 円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級の方 ・療育手帳 A1・A2 の方 ・知能指数 35 以下と判定された方 ・特定疾患にり患している方 ・小児特定疾患にり患している方 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2・3 級の方 ・療育手帳 A1・A2 の方 ・特定疾患にり患している方 ・リウマチ患者で身体障害者手帳 (6 級以上)を所持している方 ・精神障害者保健福祉法第 32 条の医療の適用を受けている方 	無	無	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級の方 ・療育手帳 A1・A2 の方 ・知能指数 35 以下と判定された方 ・特定疾患にり患している方 ・小児特定疾患にり患している方 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方

子育て支援

保育料

相模原市の保育料体系に統合します。

〔月額〕

区分		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
最高額	3歳未満児	61,500円	64,000円	60,000円	60,000円	61,500円
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円	31,500円
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	27,700円
最低額	3歳未満児	3,200円	11,700円	6,750円	5,400円	3,200円
	3歳児	2,600円	9,900円	4,800円	3,600円	2,600円
	4歳以上児	2,600円	9,900円	4,800円	3,600円	2,600円

（参考） 保育料は世帯の前年分所得税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得税階層区分のうち、比較的对象者の多い階層の保育料の例です。

前年の所得税金額（円）		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
20,000	3歳未満児	17,600円	21,000円	22,500円	19,500円	17,600円
	3歳児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円	16,000円
	4歳以上児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円	16,000円
160,000	3歳未満児	39,800円	48,800円	45,700円	45,700円	39,800円
	3歳児	30,700円	35,600円	30,800円	33,500円	30,700円
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	27,700円
408,000	3歳未満児	52,900円	64,000円	60,000円	60,000円	52,900円
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円	31,500円
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	27,700円

公立幼稚園

城山町と相模湖町の公立幼稚園の入園料、保育料、送迎バス及び給食を次のとおり統一します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
入園料		2,500円		3,000円	2,500円
保育料月額		10,000円		7,500円	10,000円
送迎バス		有		無	有
給食		完全給食		ミルク給食	完全給食

相模原市と津久井町には公立幼稚園はありません。

児童クラブ育成料

相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
育成料月額	4,700 円	4,300 円	8,000 円	8,500 ~	4,700 円
おやつ代	2,000 円	1,500 円		11,500 円	2,000 円

津久井町、相模湖町はおやつ代が含まれています。

幼稚園就園奨励補助金

相模原市の制度に統合します。

(私立幼稚園の在園児に対する市町単独補助分)

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
年額 / 人	12,000 円 (3 ~ 5 歳児)	48,000 円 (4、5 歳児)	無	無	12,000 円 (3 ~ 5 歳児)

公立幼稚園の在園児に対する国庫補助分については保育料の減免制度で対応しています。

小児医療費助成事業

相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
通院・入院	0 歳 ~ 4 歳	0 歳 ~ 2 歳	0 歳 ~ 2 歳	0 歳 ~ 2 歳	0 歳 ~ 4 歳
入院	5 歳 ~ 15 歳	3 歳 ~ 15 歳	3 歳 ~ 15 歳	3 歳 ~ 15 歳	5 歳 ~ 15 歳

所得制限については、1 市 3 町とも 0 歳は無し、1 歳から児童手当の特例給付水準を適用しています。入院時の食事療養費の標準負担額(自己負担)は医療費助成の対象外で、患者負担となります。

乳幼児各種予防接種

予防接種法及び結核予防法に基づいて実施される乳幼児各種予防接種については、1 市 3 町での違いはありません。新市においても現行どおり実施します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
集団接種	無料	無料	無料	無料	現行どおり
個別接種	無料	無料	無料	無料	現行どおり

集団接種：ポリオ、BCG

個別接種：三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎

小児急病診療事業

小児急病診療事業は、休日・夜間における小児急病患者に対する医療の充実を図るための事業で、現在、相模原市と津久井郡広域行政組合で協定を締結して実施していますので、合併後もこれまでどおりとなります。

区 分	相模原市	津久井郡 広域行政組合	新市
内 容	初期救急（軽症患者） 【診療場所及び診療時間】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（土曜日は午後5時）から翌日午前6時 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（6病院のうち毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後7時（土曜日は午後1時）から翌日午前9時	相模原市と協定を締結して実施している。	現行どおり

学 校 教 育

【主な事業】

通 学 区 域

小・中学校の通学区域は現行どおりとします。

学 校 給 食

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
小学校	完全給食	完全給食	完全給食	完全給食	現行どおり
中学校	ミルク給食	完全給食	完全給食	ミルク給食	現行どおり

合併後3年間で相模原市と相模湖町の中学校給食のあり方を検討します。

生 涯 学 習 ・ ス ポ ー ツ

生 涯 学 習 施 設 ・ ス ポ ー ツ 施 設 の 使 用 料

公民館等の生涯学習施設やテニスコート、プール等のスポーツ施設の使用料については、現行どおりとします。なお、合併後、新市において料金、減免措置等について検討します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
公民館使用料	無料	有料	有料	有料	現行どおり
スポーツ施設使用料(テニスコート等)	有料	有料	有料	有料	現行どおり

市民生活

【主な事業】

自治会

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
広報紙の配布	新聞折込 (1日.15日号)	1日号～自治会配布 15日号～新聞折込			新聞折込 (1日.15日号)
自治会運営助成	・均等割額 9,000円 ・世帯割額 200円	・均等割額 35,000円 ・世帯割額 244円 ・自治会館運営費 50,000円	無	無	合併後3年を目途に見直し、統合されます。
集会所建設等助成	・土地購入額の1/2 ・建物の購入、建設、増改築経費の1/2 ・融資制度有り	・建物の新築経費の1/3以内 ・建物の増改築、修繕経費の2/3以内 ・付帯設備整備経費の1/2以内	・土地購入額の1/2以内 ・建物の購入、新築、増改築費経費の1/3 ・融資制度有り	無	合併後3年を目途に見直し、統合されます。
防犯灯助成	(設置) 設置費の90%	(設置) 町	(設置) 町	(設置) 町	合併後3年を目途に見直し、統合されます。
	(電気料) 電気料の90%	(電気料) 町	(電気料) 町	(電気料) 町	
	(維持管理) 700円/灯	(維持管理) 800円/灯	(維持管理) 800円/灯	(維持管理) 町	

運営助成は、単位自治会に対して交付されるものに限ります。

集会所建設等助成制度には、対象面積や助成額に制限があります。

自主防災組織

自主防災組織体制については、現行のまま新市に引継ぐものとし、防災活動等に対する助成については、当面、現行の助成制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しをします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
内容	単位 434 組織 地区連合 18 組織	単位 12 組織	単位 59 組織	単位 41 組織	現行どおり
時組 の 組 織 編 成	標旗、ヘルメット等の物品配付	無	無	1 組織 30,000 円の助成	現行どおり
活動 助 成 金	防災機材購入等に対する2分の1を助成 (世帯数により限度額あり) 【単位】 ～99 世帯 20,000 円 ～299 世帯 40,000 円 ～599 世帯 60,000 円 ～899 世帯 80,000 円 ～1499 世帯 100,000 円 ～2499 世帯 150,000 円 2500 世帯以上 200,000 円 【地区連合】 100,000 円	均等割 50,000 円 世帯割 40 円/世帯	・資機材購入費に対する3分の2を助成 ・均等割 10,000 円 ・世帯割 50 円/世帯 ・メイン会場加算額 15,000 円×8 箇所	均等割 10,000 円 世帯割 100 円/世帯	現行どおり

住民相談

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
市(町)民相談	相談窓口を常設	相談は、関連の担当課職員が対応			相談需要の測定を行い、
法律相談 (開催回数)	月16回	月2回	月1回	2ヶ月に1回	3年を目途に実施内容の見直しが行われます。
特設相談 (相談項目)	10	2	2	2	

特設相談は、外国人相談・税務相談・登記相談・行政相談・人権相談等について各種専門家による助言を行っています。

町名・字名

相模原市の区域内の町名・字名はこれまでどおりとなりますが、3町の区域の町名・字名は、各町の意向を尊重して調整します。

保健衛生

【主な事業】

基本健康診査

基本健康診査の検査項目については相模原市は国の基準どおりで、一部3町独自で実施している項目がありますが、原則として新市においては相模原市の検査項目で実施します。また、手数料についても相模原市の金額で実施します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
健康診査一部負担金	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,200円	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,000円	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,000円	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,000円	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,200円

がん検診

集団検診については、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんの5がん検診すべてについて相模原市、3町とも実施しています。施設検診については、相模原市はすべてのがん検診について実施していますが、3町は子宮がん、乳がん検診のみ実施しています。また、一部負担金について一部金額の相違が見られますが、実施方法、一部負担金について相模原市の制度に統合します。

実施、× 未実施

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
集団 検診	胃がん				
	子宮がん				
	乳がん				
	肺がん				
	大腸がん				
施設 検診	胃がん		×	×	
	子宮がん				
	乳がん				
	肺がん		×	×	×
	大腸がん		×	×	×

救急医療

救急医療については、現在、1市3町で実施している事業は、現行のまま新市に引き継ぎ実施しますが、診療時間、診療科目、診療場所の違いがあるため、合併後、新市において医師会を含めてそのあり方を検討します。また、3町で実施していない事業については、合併後、相模原市の制度を適用して実施します。

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新市
日・夜間急病	<p>初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）から午後11時 診療科目：内科、外科</p> <p>・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）から午後11時 診療科目：内科、外科 休日については、眼科、耳鼻咽喉科を実施</p> <p>二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（内科12病院、外科11病院のうちそれぞれ毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後5時（平日の内科は午後7時）から翌日午前9時 診療科目：内科、外科</p>	<p>初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】 ・休日 津久井郡急病診療所 昼間：午前8時45分～午後4時 夜間：午後7時～午後10時 診療科目：内科</p> <p>・平日 津久井郡内診療所による在宅当番医制 午後7時～午後10時 診療科目：内科</p> <p>二次救急（入院治療等を必要とする患者） 内科については、相模原市と協定を締結して実施しているが、外科については、実施していない</p>	現行どおり

健康度評価事業

【生活習慣病予防】

基本健康診査の結果、保健師要指導の者、異常なしの者のうち40歳、50歳の者及び、要指導の者のうち40,45,50,55,60歳の者に生活習慣質問票を郵送。回答内容を評価してアドバイス票を返送するとともに、評価結果に応じて事業参加勧奨を行います。

【生活機能低下予防】

当該年度70歳の市民全員に生活習慣質問票を郵送。回答内容を評価して結果票を返送します。また、要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者に対し、保健師等が電話や訪問等で保健指導や事業参加勧奨を行います。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
生活習慣病予防	実施	未実施	一部実施	未実施	実施
生活機能低下予防	実施	未実施	一部実施	未実施	実施

都 市 整 備

【主な事業】

土地利用(都市計画区域及び区域区分等)

広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域とすることが望ましいと考えられますが、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行どおりとし、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
都市計画区域	全域 (相模原都市計画区域)		一部 (津久井都市計画区域)	全域 (相模湖都市計画区域)	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。
区域区分 (いわゆる線引き)	有	有	無	無	
用途地域	有	有	有	有	

バ ス 対 策

バス路線の確保については、合併時には現状を維持します。

合併後、相模原市が定めた「バス交通対策基本計画」の考え方に基づくバス路線網の見直しを行い、新市において行政が確保すべきバス路線を定めます。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
公費投入による路線確保の有無	現在 無	有	有	無	合併時は現状を維持、その後、路線網の見直しを行う。

環境保全

公園の維持管理

相模原市では市民による自主的な公園の維持管理を推進するため、街美化アダプト制度を導入しています。一方、3町は直営管理を行っていますが、合併後は相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
街美化アダプト活動支援費	算出基準（年額） 【清掃、除草】 19,000円 + 1,500円 ×（面積 - 0.01ha） 【清掃のみ】 11,400円 + 900円 ×（面積 - 0.01ha）	無	無	無	相模原市の制度に統合

住宅用自然エネルギー等利用設備設置助成

相模原市において、次の設備を対象に助成事業を行っていますが、市民の意向や社会的な動向を踏まえて、対象設備や助成額を見直して実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
助成費	（対象設備） ・太陽光発電設備 ・太陽熱高度利用システム ・小規模雨水利用設備	無	無	無	相模原市の事業を存続

合併処理浄化槽設置助成

相模原市のみ助成額は国の基準額と異なりますが、合併後に事業の見直しも含めて統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
助成費 （5人槽）	600,000	354,000	354,000	354,000	現行どおり

設置される浄化槽の処理能力によって異なりますが、ここでは5人槽を設置した場合の助成金をモデルケースとしています。

産業振興

農業

〔レクリエーション農園〕

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
レクリエーション農園	69箇所	18箇所	町営の農園 無	町営の農園 無	相模原市の制度に統合

商工業

〔中小企業融資制度〕

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
中小企業経営安定対策	有	有	有	有	相模原市の制度に統合
中小企業景気対策	有	無	無	無	相模原市の制度に統合

〔商業の振興〕

商店街が行う環境整備事業や活性化事業の助成を新市の全域で行うことにより、活気とにぎわいのある商業地づくりを推進します。

観光

〔観光施設の使用料等〕

観光施設の使用料等については、原則として、現行のとおり変わりません。また、3町にお住まいの方も相模原市民たてしな自然の村（長野県立科町）が利用できるようになります。

〔観光振興〕

相模原市観光振興計画に基づく都市型観光の推進、津久井地域の自然資源を活かした観光振興、レクリエーションの振興を図ります。

雇用対策・勤労福祉

相模原市の制度に統一します。

相模原市で実施している「キャリアカウンセリング」や「勤労者の融資制度」などの雇用対策事業に関しては、津久井地域へも適用が拡大されます。

消 防

【主な事業】

消防本部及び消防署

城山町、津久井町及び相模湖町の消防業務は、津久井郡広域行政組合消防本部（以下「津久井郡消防」という。）が実施しています。合併時に、津久井郡消防の本部機能は相模原市の本部機能に統合しますが、津久井地域の署、分署等とそこに配置されている各部隊は現状のとおりとします。なお、新市において署所の配置等について検討します。また、119番の受信については、合併時には現行どおり津久井郡消防と相模原市消防の2箇所で行いますが、新市において早期に新指令システムを整備し一元化を図ります。

区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合消防本部			新市
消防本部	1	1			1
消防署等	3署 1分署 2分署	1署2分署2出張所1派出所			4署 1分署 2出張所 1派出所
		署所の配置状況 (1分署は藤野町に設置されている)			
		城山町	津久井町	相模湖町	
		1分署	2出張所 1派出所	1本署	

呼称については、合併時までには検討します。

消 防 団

城山町、津久井町及び相模湖町の消防団は、合併時には相模原市の消防団に統合しますが、消防団詰所・車庫及び消防団車両については現行どおりとします。なお、新市の消防団組織及び活動基準については、津久井地域における消防団活動の現状を考慮しつつ検討します。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
組 織	1団	1団	1団	1団
	9分団	4分団	8分団	4分団
	56部	12部	28部	部は無し
定員	762名	163名	405名	147名
詰所・車庫	56箇所	13箇所（倉庫1 箇所含む）	29箇所（倉庫1 箇所含む）	4箇所
団車両	56台	12台	29台	7台